



# 一般財団法人 日欧産業協力センター レポート 欧州デジタル政策 EU Policy Insights

Vol.8 2023年8月

## 「EUのAI規制の進捗と今後の見通し」

- 本資料は、当センターの公式見解を示すものではありません。
- 本レポートの内容は別途記載がない限り執筆時点で入手している情報に基づくものであり、その後の状況変化や追加政策発表により変わる場合があります。
- 本レポートへのご意見、取り上げて欲しいトピック等、お寄せください。

[eujp-info@eu-japan.or.jp](mailto:eujp-info@eu-japan.or.jp)

一般財団法人 日欧産業協力センター

〒108-0072 東京都港区白金 1-27-6 白金高輪ステーションビル 4階

TEL: 03-6408-0281 FAX: 03-6408-0283

E-MAIL : [eujp-info@eu-japan.or.jp](mailto:eujp-info@eu-japan.or.jp)

※今月号は、[本報 Vol.4\(2022 年 12月\)](#)を前提とした内容となっています。

## 1. サマリ

- 欧州委員会が AIAct の原案を 2021 年 4 月に提案して以降、2 年 3 カ月が経過。
- これに対して EU 理事会は 2022 年 12 月に、欧州議会は 2023 年 6 月 14 日に修正案を採択。原案の骨格は両者より支持された一方、焦点は生成 AI への新規定を含め、議会在案が提案した消費者保護の強化を理事会がどこまで認めるか。
- 欧州委員会を含めた三者協議(トリオローグ)が 7 月 18 日より開始。見通しとして、2023 年内には政治合意に至り、2024 年春に公布・施行されると予想され、最速で 2026 年中に適用が開始される見込み。
- AI を EU に上市する、あるいは EU 内で利用する企業にとって、並行して議論される欧州/国際の標準化が対応の鍵を握る。これらの動きを対岸の火事とせず、日本企業も遅れを取らずに準備を進めることが重要。

## 2. これまでの進捗

### 1) AI Act

本報 vol.4 にて報告した通り、2021 年 4 月、欧州委員会は世界初の包括的 AI 規制法案 AI Act(EU 規則)を公表。

以降、2 年 3 ヶ月が経過したが、この間 EU 理事会と 欧州議会において審議が進捗。EU 理事会は 2022 年 12 月に法案修正案を採択した一方、欧州議会は 2023 年 6 月 14 日の全体投票において修正案を採択。法案の両審議体の意見が出そろい、欧州委員会を含めた三者協議(トリオローグ)が 7 月 18 日より開始している状況。

理事会・議会の修正内容を見比べてみると、リスクベースアプローチに基づく AI の 4 類型に応じた規制の設定など、法案の骨格は両者ともに支持した。一方で、AI の定義、禁止する AI 利用やハイリスク AI のスコープ、ハイリスク AI への法定要件などを中心に、条項の改廃や各条項に追記・修正を加えている。

それぞれの主な修正内容は次ページの通り。

表 1: AI Act に対する主な修正内容(網かけは共通点)

	欧州委員会原案	欧州議会	EU 理事会
AI Act の適用対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発のみを目的とした AI 開発が含まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発のみを目的とした AI 開発を除外</li> </ul>	
AI の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自の定義を提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>OECD の定義*を基に修正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原案と OECD の定義を折衷</li> </ul>
禁止 AI のスコープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>サブリミナル利用</li> <li>社会的弱者の脆弱性を利用</li> <li>公的機関による信用スコアリング</li> <li>法執行目的の遠隔生体識別(テロ等、安全への脅威の予防は例外)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪プロファイリング、法執行目的の感情推定や顔認証データベースの生成などを追加</li> <li>遠隔生体識別の例外規定を削除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要インフラへのテロ予防などを目的とした遠隔生体識別を例外範囲に追加</li> </ul>
ハイリスク AI のスコープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の EU 製品安全規制がある分野: 機械、玩具、リフト、無線機器および通信端末機器、圧力機器、旅客用ロープウェイ設備、ガス燃焼機器、医療機器、体外診断用医療機器等</li> <li>スタンドアロン AI: 遠隔生体認証、ライフラインインフラ、教育・職業訓練、採用・勤務評価、民間等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法執行目的以外の感情推定などを追加</li> </ul>	-
		<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料の算定分野を追加</li> <li>生体認証(authentication)と生体識別(identification)を区別</li> </ul>	

	欧州委員会原案	欧州議会	EU 理事会
ハイリスク AI の法定要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクマネジメント</li> <li>データとガバナンス</li> <li>文書化と記録保持</li> <li>透明性と情報提供</li> <li>人間の監視</li> <li>堅牢性・正確性・安全性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>欧州委員会などに同要件の詳細に係るガイドラインの発行を義務付け</li> <li>ハイリスク AI のサプライチェーン間の責任移転に係る考え方を提示</li> <li>データガバナンス要件につき、生体データを取り扱う場合の要件を具体化(匿名化、仮名化及び組織的・技術的なデータ管理の運用など)</li> <li>訓練データセットの品質要件を一定程度緩和</li> <li>人の監視要件を一定程度緩和</li> </ul>	
生成 AI	(規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定義務を新たに提示(後述)</li> </ul>	-
執行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>欧州委員会の諮問機関として EU 統一運用を担う EAIB(European Artificial Intelligence Board)を設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU 統一運用を担う組織の位置づけを欧州委の諮問機関から独立組織 AI Office に変更</li> </ul>	-
適合性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者認証に係る規定が不明確</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の製品安全規格に準拠する場合(AnnexII SectionA)は、追加での適合性評価を原則不要と明記</li> <li>欧州標準に準拠するスタンドアロン AI は、自社検査に基づく書類審査か第三者認証のいずれかを選択可能と明記</li> </ul>	
事故対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>罰金は最大世界売上の 6%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>罰金の上限を 7%に引上げ</li> <li>不利益を被った際、当局に申し出る権利を消費者に付与</li> <li>重大事故発生時の当局への報告期限を 15 日から 72 時間に短縮</li> </ul>	-
適用開始時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>施行 2 年後</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(変更なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施行 3 年後に延伸</li> </ul>

(出典: EU 理事会、欧州議会の修正原文より筆者作成)

上記の様に共通点・相違点両方あるが、特記事項としては、議会在基盤モデルや生成 AI に対する法定義務を新たに提示したことがある。ポイントは以下の通り。

### 欧州議会在提示した基盤モデルや生成 AI に係る規定

- 基盤モデル(foundation model)や生成 AI(generative AI)の範囲を定義
- 基盤モデルの提供者に対し、データガバナンスの確立や独立した専門家によるモデル評価、EU データベースへの登録などを義務付け
- 生成 AI の提供者にはさらに、透明性の確保、十分な安全措置、学習に利用した著作物やデータに係るサマリ情報の開示を義務付け

(出典：欧州議会在の修正原文より筆者作成)

本規定の特徴として、禁止・ハイリスク AI のそれと独立している点にある。つまり、基盤モデルや生成 AI を使ったからといってそのまま禁止・ハイリスク AI に該当するわけではない一方、使われ方によって該当し得る点は留意が必要である。

この点、2023 年下半期の EU 議長国を務めるスペインは、昨年 12 月に採択された修正案は生成 AI を十分に考慮していないとし、理事会意見の見直しを行う方針を提示している。

## 2) 欧州 AI 標準

AI Act はハイリスク AI に対して、分野に応じた欧州標準規格に準拠するかどうか、適合性認証を求めている。

既存の EU 製品安全規制がある分野は、各分野の製品安全法令や指定されている整合規格(EN 規格)に AI を考慮した安全性要件が追加される見込み。一方、遠隔生体認証など既存の製品安全規制がない分野に関しては、これから策定される欧州 AI 標準への準拠が求められる。

この欧州 AI 標準は、AI Act の適用開始までの策定に向けて、欧州標準化団体である CEN、CENELEC や ESTI などで議論されている。策定後は AI Act より法定規格として指定される見込み。

なお、上記欧州標準化団体は ISO/IEC JTC1 SC42 にて進められている AI の国際標準の策定と連携しており、国際標準と欧州標準の開発を共同で行っている。

## 3) AI の民事責任レジーム

こちらも本報 vol.4 にて報告した通り、2022 年 9 月、製造物責任指令の改正案及

び AI 責任指令案を公表。

以降約 10 ヶ月が経過したが、この間 欧州議会と EU 理事会とにおいて審議は実施されたものの、目立った進捗に至っていない。 欧州議会では法務委員会が取り纏め委員会として指定されたものの修正案のドラフトは進捗しておらず、また EU 理事会では 2023 年 1 月の実務者会合にて討議が行われた状況。

### 3. 今後の見通しと論点

#### 1)見通し

これまで進捗を述べてきたが、ここでは今後の見通しをお伝えする。ポイントとなるのは 2024 年 6 月に予定され、欧州議会の法案審議体制を更新する欧州議会選挙だ。

AI Act は既にトリオロークが開始しており、一定の見通しが立ちつつある、議会選前の年内に政治合意に至り、2024 年初には公布・施行に漕ぎつけようとする機運が高い。 仮に 2024 年初に施行された場合、規制が実際に適用され始めるのは最速で 2026 年春頃となる見込み。

一方、AI 民事責任レジームは当面は進まない見込み。 製造物責任指令の改正案及び AI 責任指令案ともに現時点で議論が活発でなく、施行された AI Act も踏まえ、議会選後の審議体制下で改めて議論が本格化するシナリオが主であるとみられる。

従い、以下は AI Act の論点のみをお伝えする。

#### 2)AI Act に係る論点

トリオロークの大きな論点は、議会が示した市民の権利保護に係る追加提案(生成 AI の新規要件含む)に対して、EU 加盟国政府を代表する EU 理事会が自国産業のイノベーション保護も念頭にどう対応するかにあるだろう。

その上で、各論については、表 1 で一致をみたものに関しては最終版に残るとみられる一方で、異なるものについてはトリオロークでの論点となる可能性が高い。主なものとして以下の様に整理できる。

##### トリオロークでの論点

- 禁止される AI の適切なスコープ
- ハイリスク AI の適切なスコープ
- Foundation Model・生成 AI は議会が示した独自要件の妥当性
- 規制当局の体制(EAIB か AI Office か)

- 問題発生時の対応に係る議会提案の妥当性
- 施行後の適用開始時期(2年か3年か)

これらの論点に対し、どのような議論がなされるかがトリオローグのポイントと言える。

#### 4. 日本企業への示唆

以上のように、欧州委員会が提示した AI 関連法案の審議は一定の進捗を見た状況にある。並行して、AI を EU に上市する、あるいは EU 内で利用する民間企業にとって具体対応の鍵を握る欧州 AI 規格の形成が欧州の標準化団体で始まっている。

こうした中で欧州産業界は、これまでの討議において度々意見発出を行ってきたこともあり、現段階ではトリオローグを静観するスタンスに見受けられる。一方で BusinessEurope や DigitalEurope などの主要団体から生成 AI に対する声明などは現時点で示されておらず、何らかのアクションがあることも予想される。

他方、報道によれば、Google などの民間企業が AI Act の適用開始前より自主的に法定義務を守るイニシアティブ「AI Pact」を企図しており、デジタル担当のブルトン欧州委員が 2023 年 6 月 18 日の公式声明の中でこれを歓迎している点は留意に値する。現段階で本イニシアティブに係る情報はあまり公にされておらず、今後どの程度の広がりを見せるかは未知数である一方で、既に AI Act への対応準備はグローバル企業の間ではある程度済みつつある状況と捉えてよいだろう。域内で事業を行う日本企業も、信頼性の面で遅れを取らないための対策を行う必要性は高い。

また EU スタンドアードへの適応は、EU に AI の上市をめざす日本企業に限った話ではない。ご存知の通り EU ルールは国際社会より参照されるもので、先の GDPR も充分性認定をテコに世界に制度輸出された。AI Act では充分性認定は規定されていないが、そもそも AI やデータは簡単に国境を超えるものであり、国内産の AI が EU にてニーズが生じた・使われた場合を考慮する意義はある。

次ページの「重要視点」でも触れるが、国際ルールメイキングにおいて EU の影響力は大きい。これらの動きを対岸の火事としないことの重要性に触れて、本稿の締めくくりとさせていただきます。

## 重要視点: 生成 AI と AI ガバナンスに係る EU と国際社会の関係性

過去数年、AI ガバナンスに係る国際議論は加速してきた。2019 年 5 月には OECD が AI 原則を公表、同年 6 月には日本が主導し G20 AI 原則が合意された。その後、2021 年 4 月には EU の AI Act が、日本でも 2022 年 2 月に経産省より「AI 原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」が公表されるなど、この 1-2 年で AI ガバナンスに係る議論は、原則レベルから具体論に落ちつつある。

そうした中、本年初頭から生成 AI が国際社会に急速に浸透。便益とともに懸念をもたらしているが、懸念されるリスクとはどのようなものだろうか。現在の議論をみるに、以下 3 つに集約できよう:

- 文章・画像・映像などの創作に係る知的労働の代替
- 偽情報の拡散に伴う世論や公的意見の誘導
- 著作権を含む知的財産権の侵害

ハリウッドで脚本家と俳優がストライキを起こしたことは記憶に新しい。生成 AI が作成した偽情報が拡散して中国企業の株価が下落した事件もある。芸能人に似た広告画像を生成し利益を上げた場合の利益の帰属は議論が続いている。これらを見るに、生成 AI の登場が AI への懸念の焦点を、プライバシー保護や公平性から著作権や民主主義問題に変質させたのは留意すべきである。

こうした事象に対して、国際社会も動き始めた。先の G7 では岸田総理が G7 各国による「広島プロセス」の立上げを表明、年内に生成 AI に対するガバナンスの必要性について結果を報告される方針を示し、これを踏まえ OECD は AI 原則の見直すとした報道も 5 月にあった。ほか国連では 7 月、AI 規制に係る国際機関の設置を各国に呼び掛けている。

こうした中、EU の議論と国際社会のそれはどのように関係するのか。

前提として、EU は G7/20 に複数人を送り込む主体(両方に EU、ドイツ、フランスが参加)であり、OECD では加盟する 38 か国のうち 22 か国を占める最大勢力である。その発言力は大きい。

また、本稿で見てきた通り AI に係る国際社会と欧州の議論は、法と標準の両レイヤーにて相互に参照されている。直近の具体例を挙げれば、欧州議会が提案した生成 AI に対する法定義務だ。この提案にあたり欧州議会は、OECD の AI 原則がうたう「AI はライフサイクルを通じて強靱・セキュア・安全であり、不合理なリスクを生じることなく適切に機能しなければならない」との考え方にに基づき法定義務を形成したと、主要欧州議員の政策秘書が OECD への寄稿文で述べている (下記ソース参照)。



ほか、米国貿易技術評議会(TTC)が取り組む「信頼できる AI の開発・運用に向けた共同ロードマップ」でも生成 AI を重点課題として取り上げており、米欧で足並みを揃えて取り組む構え。

このように、国際ルール形成における EU の影響力は大きい。EU27 各国の多様な視点に裏付けられた、欧州委員会・欧州議会・EU 理事会の 3 機関でルール案を揉むことで練度を上げるルール形成システムは世界の他に類をみず、それ故 EU ルールは世界への「輸出品」となる。G7 の広島プロセスや OECD において大きな存在感を發揮し西側諸国の AI ガバナンスのルール形成をリードしていくと見るべきで、この視点に立ち、自社の AI の信頼性を高める施策が必要となる。

## 主なソース

- 欧州委員会 AI Act 原案(2021 年 4 月 21 日公表)  
[EUR-Lex - 52021PC0206 - EN - EUR-Lex \(europa.eu\)](#)
- 欧州理事会 AI Act 修正案(2022 年 12 月 6 日採択)  
[Council of EU: General Approach on AI Act](#)
- 欧州議会修正案(2023 年 6 月 14 日採択)  
[Texts adopted - Artificial Intelligence Act - Wednesday, 14 June 2023](#)
- AI Pact 報道ソース  
[Europe pitches 'AI Pact' to curtail the booming tech's risks – POLITICO](#)  
  
[EU leaders race over outreach initiatives to anticipate AI rules – EURACTIV.com](#)
- OECD AI 倫理原則(2019 年 5 月)  
[Recommendation of the Council on Artificial Intelligence](#)
- ブルトン委員公式声明  
[Artificial intelligence | Statement by Commissioner Breton](#)
- G7 サミット概要(外務省 2023 年 5 月 26 日)  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4\\_005920.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_005920.html)
- 主要欧州議員の政策秘書による OECD への寄稿文(2023 年 7 月 20 日)  
[A law for foundation models: the EU AI Act can improve regulation for fairer competition - OECD.AI](#)

以上